

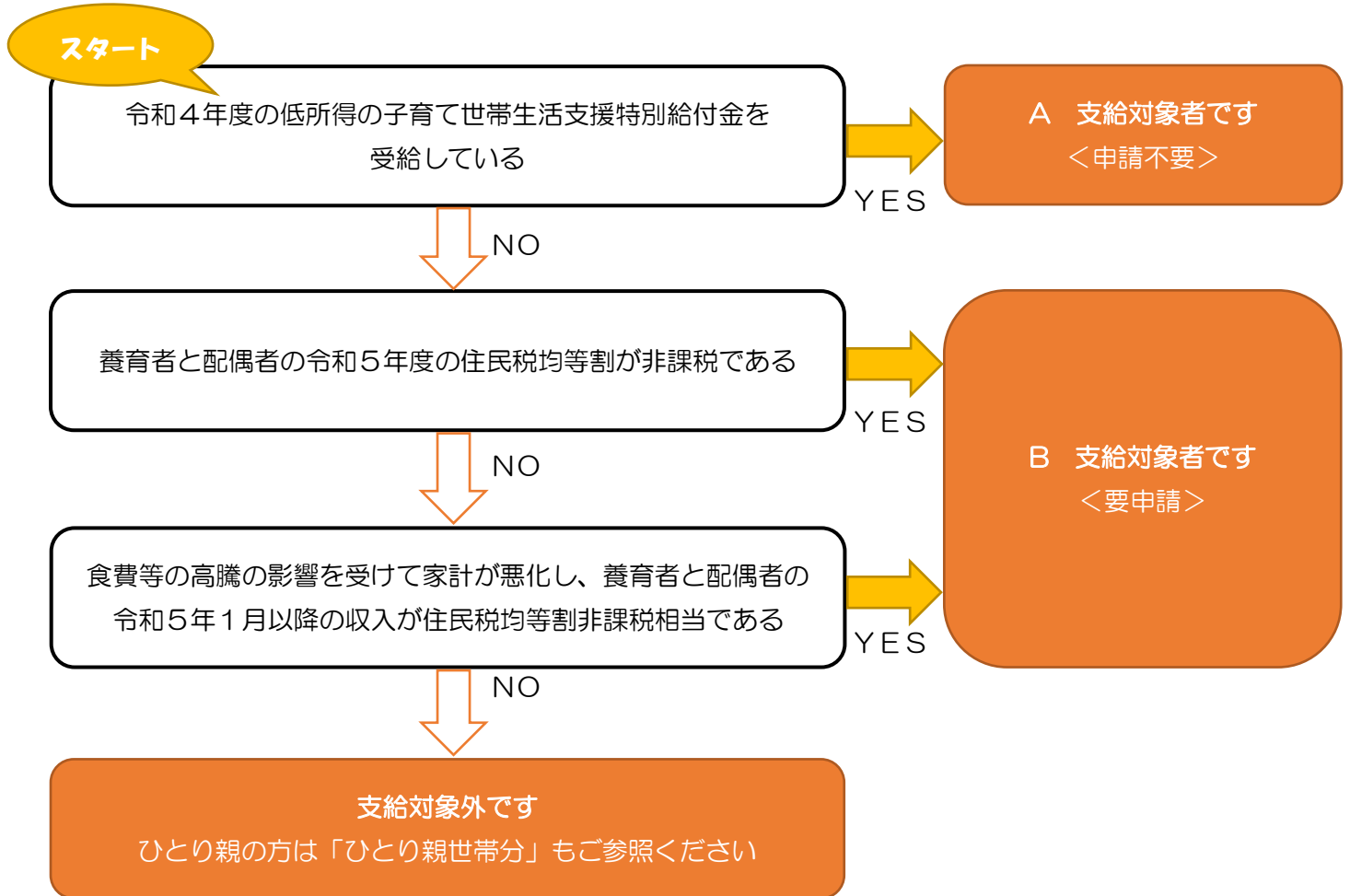
# 令和5年度 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） 支給要件確認フローチャート

※ このフローチャートは、給付金が受けられる可能性を大まかにまとめたものです。

例外もありますので、目安としてご活用ください。

※ 「ひとり親世帯分」をすでに受給している場合や、他市で受給している場合は対象となりません。

※ 養育状況に変動のあった場合も、同一児童については1回限りの支給です。離婚等している方で、配偶者等が受給している場合は「ひとり親世帯分」もご参照ください。



## 対象児童の年齢

- A …平成16年4月2日（特別児童扶養手当受給対象の場合は平成14年4月2日）  
～令和6年2月29日生まれ
- B …平成17年4月2日（特別児童扶養手当受給対象の場合は平成15年4月2日）  
～令和6年2月29日生まれ

## Q & A

- 問1 給付金の受給後に出生等により監護児童が増えました。  
→ 答 要件に該当すれば対象となりますが、申請が必要な場合があります。
- 問2 転入・転出しました。  
→ 答 Aの方は令和4年の給付金を支給した自治体から、  
Bの方は申請日時点で居住している自治体から支給されます
- 問3 (元)配偶者が給付金受給済みですが、受給できますか。  
→ 答 要件（離婚成立又はDV保護命令が出ていること等）を満たせば「ひとり親世帯分」として受給できる可能性があります。詳しくは子育て支援課にご相談ください。